

大阪狭山市建設工事等指名停止要綱

大阪狭山市建設工事等指名停止要綱（昭和 5 4 年大阪狭山市要綱第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、大阪狭山市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達をいう。以下「工事等」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札等の参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

（指名停止）

第 2 条 市長は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止の期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止の期間の決定が困難な場合は、大阪狭山市建設工事請負業者等選定規程（昭和 5 4 年大阪狭山市規程第 4 号）第 1 2 条第 1 項に基づき設置する大阪狭山市指名業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の議を経て決定する。

2 指名停止を行ったときは、市長は、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲

内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(停止期間の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 指名停止の期間中の有資格業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときの当該指名停止の始期は、新たに指名停止の措置要件に該当すると認定した日とする。

- 3 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止期間が1箇月に満たないときは、1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第2号、第3号又は第7号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号、第3号又は第7号から第12号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各号及び前3項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月）まで延長することができる。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由が

あるため又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

7 市長は、別表第2第12号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

9 市長は、合併等により指名停止の期間中の有資格業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止の期間中の有資格業者の指名停止の期間を引き継ぐものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することになった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。この場合において、別表第2第12号の措置要件にも該当することとなったときは、指名停止の期間を更に加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号、第11号又は第12号に該当するとき。

(2) 別表第2第2号、第3号又は第10号から第12号までに該当する有資格業者について、独占禁止法に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第2号、第10号又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに市職員による入札等の公正を害すべ

き行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第4条第5項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第9号、第10号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売等妨害をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2号に規定する談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第2号、第3号又は第12号のいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 非常災害時の特に急を要する工事等又は特別な技術を要する工事等、特にやむ得ない事由があるとき。
- (2) 現に契約履行中の工事等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (3) 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき。
- (4) やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたとき。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の際現にこの要綱による改正前の大阪狭山市建設工事等指名停止要綱の規定により行われている指名停止については、この要綱による改正後の大阪狭山市建設工事等指名停止要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載）	
(1) 工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料及び契約締結時等の提出資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
（過失による粗雑工事等）	
(2) 大阪狭山市と締結した契約に係る工事等（以下「市契約工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
(3) 大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、滋賀県、三重県及び福井県（以下「近畿府県」という。）内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内
（契約違反等）	
(4) 第2号に掲げる場合のほか、市契約工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上9箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
(5) 市契約工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内
(6) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故）	
(7) 市契約工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内
(8) 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

(工事等成績不良) (9) 市契約工事等の工事等成績が不良として指摘されたとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
---	-----------------------------

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（入札） (1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が工事等の競争入札の公正な執行を妨げたとき。 （競争入札妨害又は談合） (2) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を起訴されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 (3) 次のア又はイに掲げる契約に係る工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 市契約工事等 イ 市契約工事等以外の公共工事等	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から1箇月以上12箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上12箇月以内
（契約不締結） (4) 有資格業者が工事等の競争入札等において落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。 （契約妨害） (5) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が、工事等の落札者の契約の締結、又は契約者の契約の履行を妨げたとき。 （監督、検査等の妨害） (6) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が、市契約工事等の監督又は検査の実施、その他契約に関する業務の執行を妨げたとき。 （贈賄） (7) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から3箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内 当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内

ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	逮捕又は公訴を知った日から4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上9箇月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上6箇月以内
(8) 次のア、イ又はウに掲げる者が前号に掲げる以外の近畿府県内の公共機関職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から4箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から1箇月以上3箇月以内
(9) 次のア、イ又はウに掲げる者が近畿府県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から1箇月以上3箇月以内
（独占禁止法違反行為）	
(10) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内

(11) 次のア又はイに掲げる契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 市契約工事等 イ 市契約工事等以外の公共工事等 （重大な独占禁止法違反行為等）	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(12) 公共工事等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該公共工事等に、その契約金額が国の政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （暴力行為等）	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上36箇月以内
(13) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が市の職員に対する暴力、脅迫、暴言、侮辱威圧的な言動その他請負契約の相手方として不適当と認められる言動（以下「暴力行為等」という。）を行ったとき。 (14) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が、次のア又はイに掲げる者に対する暴力行為等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上12箇月以内
ア 市の職員以外の近畿府県内の公共機関の職員 イ 近畿府県外の公共機関の職員 （建設業法違反行為等）	逮捕又は公訴を知った日から2箇月以上6箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から1箇月以上3箇月以内
(15) 有資格業者が建設業法等の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められると	処分を知った日から1箇月以上9箇月以内

き（次号に掲げる場合を除く。）。	
(16) 次のア又はイに掲げる請負契約に係る工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 市契約工事等	2 箇月以上 9 箇月以内
イ 市契約工事等以外の公共工事等 （その他の法令違反）	1 箇月以上 9 箇月以内
(17) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又は使用人が市契約工事等の履行にあたり、関係法令に違反し、処分を受けたとき。 （誓約書の不提出）	処分を知った日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(18) 大阪狭山市暴力団等排除措置要綱（平成 2 5 年大阪狭山市要綱第 3 2 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づく市長への誓約書を提出しなかったとき。 （不正又は不意誠実な行為）	当該認定をした日から 2 箇月
(19) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、事業に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(20) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （経営不振）	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(21) 有資格業者が、金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市契約工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （その他）	当該認定をした日から 経営が改善したと認められるまで 当該認定をした日から
(22) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者として不適当な事由があったと認められるとき。	1 箇月以上 1 2 箇月以内